即時受講用PDFテキストデータ

このPDFデータは、

e 受付お申込みサイト(インターネット)より即時受講対象コースをお申込みの方が(※)、即時に学習をはじめられるように抜粋して掲載した教材です。

通信生の方はテキストが送付されますので、以降はテキストを使用して学習 ください。

また、通学フォローの方は校舎にてテキストをお受け取りください。 (次回以降のPDFテキストデータ掲載はございません。)

※ e 受付で**即時受講対象コース**をお申込みで、クレジットカード決済もしくはジャパンネットバンク(リンク決済)にてお支払いの方は、申込完了後、即時に学習を開始することができます。

即時受講対象コースには、e 受付お申込み画面で下記のコメントを表示しています。 コメントがない商品は対象外です。

即時受講対象!

労働基準法

Labor & Social Security Attorney

2013年目標 入門総合本科・総合本科受講生の皆様へ

労働基準法 進行表

各クラスとも、以下のような予定で講義を進めます。

日々の予習復習はもちろんのこと欠席された場合、振替受講などフォロー制度を利用される際には、この進行表で確認していただき、次回の講義に臨んでください。

※速修本科の受講生の皆様には、別途、速修用の進行表を配布いたします。

講義内容	基本テキスト(労基)の進度
労基 ①	P.2 ~ P.30 3 労働者の長期人身拘束の防止 の前 まで
労基 ②	P.303労働者の長期人身拘束の防止~P.663賃金支払の5原則の前まで
労基 ③	P.673賃金支払の5原則 ~P.93②1年単位の変形労働時間制 の前 まで
労基 ④	P.94 ② 1年単位の変形労働時間制 ~ P.124 7 みなし労働時間制 の前 まで
労基 ⑤	P.125 7 みなし労働時間制 ~ P.167 第 2 節 妊産婦等 の前 まで
労基 ⑥	P.168 第 2 節 妊産婦等 ~ 最後 まで

【学習の進め方】

基本テキストは、基礎力養成を目的に編まれているが、初学者から受験経験者まで幅広く対応できるよう合格に必要な知識を段階的に記載した内容となっている。きちんと学習を進めることにより、着実に合格する力を身につけることができる。

学習項目(問題提起)

各章ごとに設けられた章扉の「学習内容」でこれから学ぶアウトラインを記しているので、こちらを読んでから本論に入ってほしい。

解説 (理解)

まず、本文や「ポイント」などの基礎部分や核となる部分を理解しながら学習を進めること。重要な部分はゴシック体で記してある。そして基礎部分から1歩踏み込んだ「発展」などに触れることにより、実力が段階的に引き上げられる構成となっている。本文以外の位置づけ及び説明については下記を参照のこと。

- ・★ 特に力を入れて学習をしておきたい項目
 - 本文に記載のある事項のうち、本試験問題の中で正誤の論点となっていた箇所等であり、押さえておくべき重要ポイントを指摘
- · 《注》 → 用語の説明
- · **PAdvice** → 理解を促すためのアドバイスを記載
- 本文の基本事項を発展させたもの。基本事項をマスターした後で押さえてほしい事項
- ・ 参考 本文と関連のある周辺知識を記載
- 本文の記載事項に対応する章末の演習問題をリンク。学習 ・ 演習問題1 ・ を進めながら過去の本試験問題を確認
- · **21-1 A** → 平成21年度択一式問題問 1 A
- · 21 → 平成21年度選択式問題
- · **21労-5B** → 平成21年度択一式問題労一問 5 B

科目	労基	労災	雇用	徴収	安衛	健保	国年	厚年	労一	社一
略称	基	災	雇	徴	安	健	玉	厚	労	社

演習問題 (確認)

基本テキストの内容がきちんと理解できているかどうかを実際の択一式本試験問題 を一問一答形式で解くことにより確認していく。

【学習の手引き】

過去10年の本試験分析

☆選択式出題実績

平成	出 題 項 目
14年	36協定で定める労働時間延長の具体的な協定内容(則16条)
15年	派遣労働者に関する労働基準法等の適用(平成11.3.31基発168号)
16年	就業規則と法令・労働協約の関係(法92条)、就業規則の効力(法93条)
17年	企画業務型裁量労働制(法38条の4)、派遣労働者の労働基準法等の適用(派遣法44条等)
18年	契約期間等(法14条等)、解雇(法18条の2)、企画業務型裁量労働制(法38条の4等)
19年	労働条件の原則(法 1 条)、労働条件の決定(法 2 条)、労基法違反の労働契約(法13条)
20年	公民権行使の保障(法7条)、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準(法14条等)、時間外労働の義務(最一小)
21年	使用者の定義 (法10条)、賃金の一部控除 (最一小)、休業手当の解釈 (最二小)
22年	契約の期間と試用期間 (最三小)、年次有給休暇の時季変更権 (最三小)、賞与の支給要件 (最一小)
23年	労働時間等の適用除外(法41条)、年次有給休暇の成立要件(最二小)、全額払の原則と 中間利益の控除(最一小)

☆択一式出題ランキング

	出題数 (ranking)	主な項目	
第1章	31 (7位)	労働憲章 (P.5~P.12)	
		解雇(P.38~P.46)	20
第2章	54 (2位)	労働者の長期人身拘束の防止(P.30~P.36)	12
		労働条件の明示 (P.27~P.30)	7
		賃金支払の 5 原則(P.67~P.72)	19
笠 9 辛	44 (2 #)	賃金の定義(P.60~P.61)	8
第3章	44 (3 位)	平均賃金 (P.61~P.66)	6
		休業手当 (P.73~P.76)	6
		割増賃金(P.115~P.124)	21
第4章	89 (1位)	変形労働時間制(P.91~P.103)	14
		みなし労働時間制(P.125~P.133)	12
第5章	35 (4位)	年次有給休暇の発生要件(P.142~P.146)	9
数 c 去	25 (4 (' 4')	妊産婦等(P.168~P.173)	21
第6章	35 (4位)	年少者(P.158~P.167)	7
第7章	34 (6位)	就業規則(P.182~P.186)	
第8章	27 (8位)	周知義務 (P.203)	5

1. 選択式出題傾向

選択式の出題形式となった平成12年以降は、労働安全衛生法と合わせて空欄 5 つの出題であり、そのうちの空欄 3 つが労働基準法の問題である。

過去の問題をみると、条文、告示、通達、判例から様々な箇所が問われている。近年は、最高裁判所の判例からの出題が多くなっているが、平成22年には「公序に反するもの(民法90条)」、平成23年には「解除条件(民法127条)」と判例の中から民法に関連する用語が空欄にされており、より幅広い知識が要求されるようになっている。

選択式対策としては、まず、条文をその趣旨を踏まえて押さえつつ、本テキストに 記載のある判例、告示、通達の内容を把握しておくことが基本となる。その上で、本 講座の答練等を通じて主要な判例等に触れていくことが必要となるであろう。

2. 択一式出題傾向

択一式は、労働安全衛生法と合わせて10間の出題であり、例年、そのうちの7間が 労働基準法の問題である。

平成20年に労働基準法が改正され、1週間60時間を超える時間外労働についての割増賃金率の引上げや代替休暇の制度、時間単位年休の制度が導入されたが、これらの改正項目からは、平成23年までさほど出題されていない。しかし、大きな改正であったことから、過去問としての出題実績は少なくとも注意が必要な箇所である。これらの項目の学習には、本テキストの該当箇所を読むほか、(過去問として出題実績がほとんどないので)答練等を活用するとよいであろう。

全体的には、平成19年以降は平易な問題が多く、得点しやすくなっている。しかし、その一方で、判例からの出題比率が高くなっているほか、ひっかけの選択肢に日本国憲法や民法の条文等がみられるなど、今後、難化することも予想される。また、条文を正確に読み取れているか否かを問う問題がみられるのも近年の特徴といえる。

まずは、基本事項として、条文の表現に慣れるとともに、その読み方をきちんと押さえるようにしておこう。通達のうち条文の解釈に係るものは、条文の内容をきちんと把握すれば自然に身に付くようになってくる。本テキストでは、基本事項を学習した上で、判例や通達等のうち特に重要な部分をみていく。また、過去問や答練等を通じて知識に磨きをかけて、その知識を得点に反映できるようにしていこう。

労	動基準法目	次
第1章	労働憲章・適用等 ————	- 1
1	労働基準法の役割 2	
2	労働憲章 5	
3	適用等 12	
4	労働者・使用者の定義 16	
5	出向と労働者派遣 17	
	演習問題・解答 21	
第2章	労働契約	25
第1額	節 労働契約の締結	– 26
1	労働契約 26	
2	労働条件の明示 27	
3	労働者の長期人身拘束の防止 30	
第2額	節 労働契約の終了等	— 37
1	労働契約の終了 37	
2	解雇制限 38	
3	解雇の予告 42	
4	退職時等の証明 47	
5	金品の返還 48	
6	有期労働契約に関する規則 49	
7	その他労働契約に関する事項 51	
	演習問題・解答 53	

第3章	賃金————	59
1	賃金 60	
2	平均賃金 61	
3	賃金支払の5原則 67	
4	非常時払 72	
5	休業手当 73	
6	出来高払制の保障給 76	
7	労使協定 77	
	演習問題・解答 82	
第4章	労働時間、休憩、休日 ————	87
1	労働時間 88	
2	変形労働時間制 91	
3	休憩 103	
4	休日 107	
5	時間外労働、休日労働 110	
6	割増賃金 115	
7	みなし労働時間制 125	
8	労働時間・休憩・休日の適用除外 133	
	演習問題・解答136	
第5章	年次有給休暇—————	141
1	年次有給休暇の発生要件 142	
2	年次有給休暇の付与日数 146	
3	年次有給休暇の付与の方法 149	
4	年次有給休暇中の賃金 151	
5	不利益取扱いの禁止 152	
	演習問題・解答153	

第6章	年少者及び妊産婦等	-155
第1節	5 年少者 ———————————————————————————————————	<u> </u>
1	未成年者、年少者及び児童の区分 156	
2	未成年者 156	
3	年少者 158	
第2節	5 妊産婦等	<u> 168 </u>
1	産前産後 168	
2	妊産婦に関する労働時間等 171	
3	育児時間 172	
4	生理日の就業 173	
第3節	- 5 就業制限・徒弟制度の弊害の排除 ─	<u> </u>
1	就業制限 174	
2	徒弟制度の弊害の排除 176	
	演習問題・解答177	
第7音	就業規則、寄宿舎 ————	_1Ω1
_	5 就業規則 ————————————————————————————————————	——182
1	就業規則の作成及び届出 182	
2	11.34 . 3 438	
3	100	
	法令及び労働協約との関係 188 就業規則の効力 189	
5	从未成识[♥/划/] 109	
第2節	5 寄宿舎	<u> </u>
1	寄宿舎生活の自治 191	
2	寄宿舎規則等 191	
3	監督上の行政措置 193	
	演習問題・解答194	

第8章	災害補償、監督機関、雑則、罰則一	197
第1節	災害補償	—198
1	災害補償 198	
2	他法との関係 200	
第2節	監督機関 —————	<u>-201</u>
1	監督組織 201	
2	労働基準監督官 201	
3	監督機関に対する申告 202	
第3節	雑則、罰則 —————	<u>-</u> 203
	周知義務 203	
2	労働者名簿 204	
3	賃金台帳 205	
4	記録の保存 205	
5	無料証明 206	
6	命令の制定 206	
7	付加金 207	
8	時効 208	
9	罰則 208	
	演習問題・解答────211	

本テキスト中の法令、略令一覧

法………労働基準法

法附則………労働基準法附則

割増賃金令……労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係

る率の最低限度を定める政令

則………労働基準法施行規則

女性則……女性労働基準規則

年少則……年少者労働基準規則

預金令………労働基準法第十八条第四項の規定に基づき使用者が労働者の預

金を受け入れる場合の利率を定める省令

寄宿程……事業附属寄宿舎規程

厚労告……厚生労働省告示[平成12年以前:労働省告示(労告)]

発基………労働基準局関係の労働事務次官名通達

基発………厚生労働省労働基準局長名通達

基収………厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達

婦発……厚生労働省婦人少年局長名通達

労働者派遣法……労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に

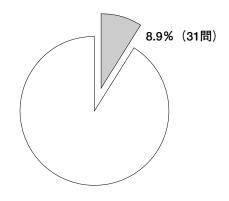
関する法律

育児介護休業法…育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律

第 1章

労働憲章・適用等

過去10年間の出題状況(全350問)



H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
6/35	3/35	3/34	0/35	2/35	4/35	4/35	5/35	0/35	4/35	31/349

出題傾向

労働憲章については、繰り返し出題されている。まずは、条文 の主語や、何を禁止しているのか把握しておこう。

使用者や労働者の定義や具体例、適用除外についても、基本事項であり、出題された際は、確実に得点に結び付けたい。

学習内容

労働条件について何の制約もなく自由に決めることになると、使用者と労働者の力関係から労働者は劣悪な条件の下で働かされることになりかねません。そこで、労働基準法は、労働者保護の観点から、労働条件の最低基準を定めています。

この章では、労働者の人権保障規定である「労働憲章」や、労働者・使用者の 定義等の基本事項のほか、近年の重要項目である労働者派遣における労働基準法 の適用の特例についても学習します。

1 労働基準法の役割

1 労働保護法の必要性

資本主義社会においては、誰もが自分の意思によることなく、 権利を得たり、義務を負ったりすることはないという「私的自治 の原則」が基本原則とされている。

そして、私的自治の原則から、私的人間関係において「契約をするか否か、どのような相手とどのような内容の契約をするのか」については当事者の自由によるという契約自由の原則が導かれる。しかし、労働者と使用者との間の関係について契約自由の原則を貫くと、労働者は自らの労働力の処分によって金銭を得るしか生活する術がないため、使用者の提示した一方的な労働条件の下、劣悪な環境で労働を強いられ、結果、その生存さえ脅かされることになりかねない。

そこで、契約自由の原則に一定の修正をし、労働者を保護する ための労働保護法が必要とされるのである。

② 日本国憲法と労働基準法

日本国憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とし、生存権の保障を国家の責務として掲げている。また、第27条第2項では「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」(勤労条件の基準の法定)としている。

労働基準法(昭和22年4月制定・昭和22年9月施行)は、これらの定めに基づき制定されたものであり、労使関係を通じて生存権を確保するために労働条件の最低基準を定めた法律である。すなわち、労働条件の最低基準を定め、これをもって健康で文化的な最低限度の生活を保障することをその意義としている。

③ 民法と労働基準法

民法は、私的人間関係における一般法であり、契約自由を基本 原則とした法律である。一方、労働基準法は、労使関係において 契約自由の原則を修正し、労働者の保護を図るものであり、民法の特別法に当たる。したがって、労使関係においては、労働基準法が優先して適用される。

4 労働基準法による最低労働基準の確保

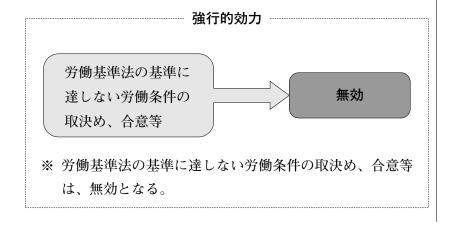
労働基準法は、前述のように、労働条件の最低基準を定めた法律であるが、この最低基準を確保するために、次のような性格を持っている。

(1) 強行法規(強行規定)としての性格

労働基準法は、その定める基準に達しない労働条件を定めた場合に、これを初めからなかったこと(無効)にする力を有している。このように、(労使)当事者の意思に関係なく、無効とする力を持つ公の秩序に関する規定を強行法規又は強行規定という。

例えば、労働基準法では、1日の労働時間の上限を8時間としているが、ある会社でこれよりも長い1日9時間の労働時間を定めたとする。この場合には、たとえ労使が合意したとしても、この1日9時間という定めは初めからなかったものとなり、1日8時間に修正されることとなる。

このように、労働基準法は、強行法規としての性格を有し、 最低基準に達しない労働条件の定めを無効とすることによって 最低労働基準を確保している。



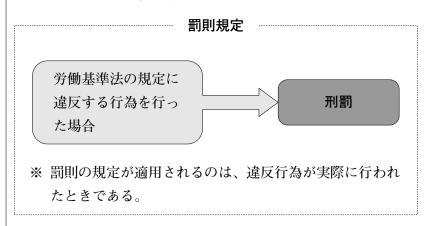
Advice

強行規定と異なり、当事者の意思によって排除できる(当事者の意思が 優先される)規定を任意規定という。契約自由を基本原則とする民法の 規定の多くは、任意規定である。

(2) 刑罰法規としての性格

労働基準法の強行規定によって無効とされた労働条件であっても、使用者があえてこれを労働者に強いた場合に何らの措置も採られないこととなれば、最低労働基準が有名無実のものとなりかねない。

そこで、労働基準法の多くの規定については、その違反につき罰則が定められており、違反した使用者に**刑事罰を科する**こととしてその実効性を担保している。



Advice

労働基準法の罰則の定めがある規定については、一般に厳格に解釈される。これは、罰則を定めた規定の適用について、いろいろな行為に類推されて解釈されてしまうと、「何をしたら法違反となり、罰則が科されるのか」が分からなくなってしまうからである。

例えば、労働基準法 4 条では、「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない」としている。この場合に、賃金ではなく労働時間について、女性であることを理由として男性と差別的取扱いをしても、同条違反の罰則は適用されない。このように、「何をしたら法違反となり、罰則が科されるのか」については、一般に厳格に解釈される(そうしないと、恣意的な判断で刑罰が科されてしまうことになりかねないからである。)。

2 労働憲章

1 労働条件の原則 ★

「労働条件は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」

「この法律で定める労働条件の基準は**最低**のものであるから、 労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させ てはならないことはもとより、その向上を図るように努めなけれ ばならない。」 法1条1項

法1条2項

演習問題1

Advice

本条は、労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充たすべき労働 条件を保障することを宣明したものであって、労働基準法各条の解釈に 当たり基本観念として常に考慮されなければならない。

昭和22. 9. 13発基17号

(1) 労働条件

「労働条件」とは、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、 災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件を含む労働者の職 場における一切の待遇をいう。

(2) 労働関係の当事者

「労働関係の当事者」には、使用者と労働者のほか、それぞれの団体、すなわち、使用者団体と労働組合を含む。

(3) この基準を理由として

「この基準を理由として」とは、労働基準法で定めている基準が、労働条件の低下の**決定的な理由**となっている場合をいう。 したがって、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には、本条に抵触しない。

昭和63. 3. 14基発150号

演習問題2

本条は訓示的規定であり、本条違反の罰則の定めはない。 Point

② 労働条件の決定 ★

法2条1項

「労働条件は、**労働者と使用者**が、**対等の立場**において決定すべきものである。」

法2条2項

演習問題3

「労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。|

21- 1 A

現実の労使関係においては、使用者が一方的に労働条件を決定 し、労働者に押しつけることになりがちである。そこで、本条は、 労働条件の決定について労働者と使用者が実質的に対等の立場に 立つべきことを宣明し、その対等な立場において決定された労働 条件を労使双方が遵守すべきことを定めている。

なお、ここにいう「労働条件」の意義は、前記「①労働条件の 原則」にいう労働条件と同じである。

Advice

本条に規定している「労働協約」「就業規則」「労働契約」は、いずれも 労働条件を定めたものであり、それぞれを簡単に説明すると、次の通り である。

- ① 「**労働協約**」とは、労働組合と使用者又はその団体との間において締結した労働条件等の定めをいい、原則として、その労働組合の組合員である労働者に適用される。
- ② 「**就業規則**」とは、使用者が事業場の労働者の過半数を代表する者等 の意見を聴いて作成した労働条件等の定めをいい、その事業場の労働 者に適用される。
- ③ 「**労働契約**」とは、個々の労働者と使用者との間において締結した労働条件等の定めをいう。

労働協約については、労 働一般常識で学習する。

> 就業規則については、 P182で学習する。

労働契約については、 P26で学習する。



本条は訓示的規定であり、本条違反の罰則の定めはない。

③ 均等待遇 ★

法3条

「使用者は、労働者の**国籍、信条**又は**社会的身分**を理由として、 賃金、労働時間その他の労働条件について、**差別的取扱をしては** ならない。」 本条は、日本国憲法第14条第1項に規定する「法の下の平等」の理念に則り、労働者の国籍、信条、社会的身分といった、労働と直接関係のない事柄による差別待遇を禁止するものである。

Advice

本条に掲げる「**国籍、信条又は社会的身分**」は、**限定列挙**であって、これら以外の理由(性別、年齢等)により差別的取扱をしても本条違反とならない。

23- 1 A

(1) 信条・社会的身分

「信条」とは、特定の宗教的又は政治的信念をいい、「社会的身分」とは、生来の身分をいう。したがって、会社の職制上の地位(職員と工員、正社員とパートタイマーなど)は、社会的身分ではなく、これらを理由として労働条件に差を設けても本条違反とならない。

昭和22. 9. 13発基17号

(2) 労働条件

本条の「労働条件」の意義は、前記112と同じく、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件を含む労働者の職場における一切の待遇をいう。

昭和63. 3. 14基発150号 演習問題4

最大判昭和48.12.12 三菱樹脂事件

Advice

- ・本条は労働者の信条によって賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、雇入れ後における労働条件についての制限であって、雇入れそのものを制約する規定ではない(「雇入れ」は、本条の労働条件に含まない。)。
- ・本条は、労働者の労働条件について信条による差別的取扱を禁じているが、特定の信条を有することを解雇の理由として定めることも、労働条件に関する差別的取扱として、本条に違反するものと解される。

21- 1 B

(3) 差別的取扱

「差別的取扱」には、労働者を不利に取り扱う場合のみならず、有利に取り扱う場合を含む。

男女同一賃金の原則 ★

法 4 条

20- 1 E

「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金につ いて、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(1) 女性であることを理由として

平成 9.9.25基発648号

「女性であることを理由として」とは、労働者が女性である ことのみを理由として、あるいは女性労働者は「勤続年数が短 いから |、「主たる生計の維持者でないから | 等を理由とするこ との意である。したがって、職務、能率、技能等を理由として 賃金に個人的差異があることは、本条違反とならない。

(2) 賃金

平成 9.9.25基発648号

「賃金」とは、賃金額はもちろんであるが、賃金体系、賃金 形態等を含む。

(3) 差別的取扱い

「差別的取扱」には、女性労働者を不利に取り扱う場合のみ ならず、有利に取り扱う場合を含む。

平成 9.9.25基発648号

21-1C

演習問題5

平成9.9.25基発648号

|三発展

就業規則に、労働者が女性であることを理由として、賃金について男性 と差別的取扱いをする趣旨の規定がある場合には、その規定は法 4 条の 強行規定に反し無効であるが、現実に差別的取扱いが行われていない場 合には、法4条違反の罰則は適用されない。



▷ 本条は、労働条件のうち「賃金」についてのみ差別的取 Point 扱いを禁止している。

強制労働の禁止 ★ |5|

法5条

20- 1 A

「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不 当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制し てはならない。|

本条は、かつての「タコ部屋」「監獄部屋」等、暴行、脅迫等 の不当な手段により労働を強制するという悪弊を排除し、労働者 の自由意思に基づく労働を保障することを目的としている。

(1) 精神又は身体の自由を不当に拘束する手段

本条に掲げられている「暴行」「脅迫」「監禁」以外の手段と しては、長期労働契約、賠償額予定契約、前借金契約、強制貯 金等がある。本条違反が成立するか否かは、要は、その手段が 正当か不当かにより決定されるが、就業規則に社会通念上認め られる懲戒罰を規定することはこれに該当しない。

昭和63.3.14基発150号

(2) 意思に反して労働を強制

使用者が労働者の意識ある意思を抑圧し、その自由な発現を 妨げて労働を強制することをいう。本条は「強制してはならな い」と労働を強制することを禁止しているから、労働者が現実 に労働しなくても、当該強制のみによって本条違反の罰則が適 用される。

昭和23.3.2 基発381号

■発展

詐欺の手段によって労働させても、通常、労働者は無意識の状態にあっ て意思を抑圧されるものではないから、必ずしもそれ自体としては本条 違反に該当しない。

昭和23.3.2 基発381号



本条違反には、労働基準法上最も重い罰則(1年以上10 Point 年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金) が適 用される。

法117条 21- 1 D

中間搾取の排除 ★

「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就 業に介入して利益を得てはならない。|

法6条

20-1C 23-1B

本条は、労働者の人格を無視した賃金のピンハネ等の絶滅を期 するものであり、労働関係の開始のみならず、その存続について も、第三者が介入することにより生ずる弊害を排除することを目 的としている。

(1) 何人も

「何人も」とは、他人の就業に介入して利益を得る第三者の ことであり、それが個人であるか、団体であるかを問わない。

昭和23.3.2 基発381号

(2) 法律に基いて許される場合

昭和33.2.13基発90号

職業安定法については、 労働一般常識で学習する。 法律に基いて許される場合には、職業安定法等に規定する場合がある。なお、これらの法律によって許されているのは、労働関係の開始に当たっての職業のあっせんや募集である。

発展

職業安定法の規定に基づき有料職業紹介事業を行う場合であっても、同 法に定める手数料等を超えて違法に利益を得るときは、法 6 条違反とな る。

(3) 業として利益を得る

「業として利益を得る」とは、営利を目的として、同種の行為を反復継続することをいう。したがって、1回の行為であっても、反復継続して利益を得る意思をもって行ったことが明らかであれば本条に抵触し、それが主業としてなされたか、副業としてなされたかは問わない。

なお、本条にいう「利益」とは、手数料、報奨金、金銭以外の財物等その名称のいかんを問わず、有形か無形かを問わない。 また、使用者から利益を得る場合に限らず、労働者又は第三者 から利益を得る場合をも含む。

(4) 他人の就業に介入

「他人の就業に介入」するとは、労働関係の当事者、すなわち使用者と労働者の中間に第三者が介在して、その労働関係の開始・存続についてあっせんをなす等、何らかの因果関係を有する関与をなしていることをいう。なお、労働者派遣については、派遣元と労働者との間の労働契約関係及び派遣先と労働者との間の指揮命令関係を合わせたものが全体として当該労働者の労働関係となるものであり、第三者が他人の労働関係に介入するものではなく、本条の中間搾取に該当しない。

演習問題6

平成11.3.31基発168号

労働者派遣については、 後記P19及び労働一般常 識で学習する。

演習問題7

7 公民権行使の保障 ★

「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、**拒んではならない**。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。」

法7条

20

本条は、労働者の公的活動の保障のために、選挙権等の行使や 公の職務執行のために必要な場合には、労働時間中にその必要な 時間を与えなければならないとするものである。

(1) 公民としての権利・公の職務

「公民としての権利」とは、公民として国や地方公共団体の 公務に参加する権利のことをいう。また、「公の職務」とは、 法令に根拠のあるものに限られるが、それらすべてではなく、 衆議院議員その他の議員としての職務等がこれに当たる。

昭和63.3.14基発150号

演習問題8.9

Advice

「公民としての権利」「公の職務」に該当するか否かについて、具体例を 挙げると、次の通りである。 平成17. 9. 30基発0930006号 21-1 E

	公民としての権利	公の職務
該当	・選挙権・被選挙権・最高裁判所裁判官の国民審査・行政事件訴訟法に規定する民衆訴訟・公職選挙法に規定する選挙又は当選の効力に関する訴訟等	・衆議院議員その他の議員の職務・労働委員会の委員の職務・労働審判員の職務・裁判員の職務・訴訟法上の証人としての出廷・選挙立会人の職務
不該当	・一般の訴権の行使 ・応援のための選挙活動	・予備自衛官の防衛招集等・非常勤の消防団員の職務

(2) 拒んではならない

本条では、「拒む」ことを禁止しているので、使用者が拒んだだけで本条違反となる。その結果、労働者が公民としての権利の行使又は公の職務の執行をなし得たか否かは関係がない。また、使用者が選挙権の行使を労働時間外に実施すべき旨を定め、これに基づき労働時間中に労働者が選挙権の行使を請求することを拒否するのは、本条違反となる。

昭和23.10.30基発1575号

参考

最二小昭和38. 6. 21 十和田観光電鉄事件

23-1C

労働基準法 7 条が、特に、労働者に対し労働時間中における公民としての権利の行使及び公の職務の執行を保障していることにかんがみるときは、公職の就任を使用者の承認にかからしめ、その承認を得ずして公職に就任した者を(制裁罰としての)懲戒解雇に附する旨の就業規則の条項は、労働基準法の規定の趣旨に反し、無効のものと解すべきである。したがって、公職に就任することが会社業務の逐行を著しく阻害するおそれのある場合においても、普通解雇に附するは格別(別として)、就業規則の同条項を適用して従業員を懲戒解雇に附することは、許されないものといわなければならない。

昭和22.11.27基発399号



- ・公民権行使等のために必要な時間を与えた場合に、その時間を有給とするか無給とするかは、当事者の自由である。
- ・使用者は、公民権行使等に妨げがない限り、労働者の 請求した時刻を変更することができる(必ずしも労働 者の請求した時刻に与えなくてもよい。)。

3 適用等

1 適用事業

労働基準法の適用の単位は、事業又は事務所(以下「事業」という。)である。つまり、労働基準法は、企業単位ではなく、原則として、労働者が使用されるすべての事業について適用され、また、その事業の種類(業種)、規模等にかかわらず適用される。なお、事業の種類は、法別表第1(次に掲げる 割)に定められているが、これは、業種ごとに就労形態等が異なるので、各々の業種に合った労働時間等の労働条件の基準を適用するためである。

参考

法別表第1

法別表第 1 では、事業の種類を次の 1 号から15号に区分しており、これを整理すると、 1 号から 5 号は製造業等のいわゆる工業的業種、 6 号から15号は金融業等のいわゆる非工業的業種(6 号・ 7 号は農林水産業)となっている。

- (製造業) 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のため (1号) にする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発 生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
- (鉱業) 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業 (2号)
- (建設業) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はそ (3号) の準備の事業
- (運輸交通業) 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事 (4号)
- (貨物取扱業) ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事 (5号)
- (農林業) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その (6号) 他農林の事業
- (水産・畜産業) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養 (7号) 番又は水産の事業
- (8号) (商業) 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- (金融広告業) 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業 (9号)
- (10号) (映画・演劇業)映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- (11号) (通信業) 郵便、信書便又は電気通信の事業
- (12号) (教育研究業)教育、研究又は調査の事業
- (13号) (保健衛生業)病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- (接客娯楽業) 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業 (14号)
- (清掃・と殺業) 焼却、清掃又はと畜場の事業 (15号)



労働基準法は、原則としてすべての事業に適用されるの Point であって、法別表第1に掲げる事業にのみ適用されるの ではない。

演習問題10

(1) 事業の意義

「事業」とは、工場、事務所、店舗等の一定の場所において 相関連する組織のもとに業として継続的に行われる作業の一体 を意味する。

平成11.3.31基発168号

Advice

日本国内で行われる事業であれば、外国人経営の会社、外国人労働者に ついても、法令又は条約に特別の定めがある場合(外交官等)を除き、 労働基準法が適用される。

(2) 適用の単位

事業についての適用の単位については、次の通りである。

- ① 事業の名称又は経営主体等に関係なく、相関連して一体を なす労働の態様によって事業としての適用を決定する。
- ② 一の事業であるか否かは、主として同一の場所かどうかで 決まる。原則として同一の場所にあるものは一個の事業とし、 場所的に分散しているものは別個の事業とする。

Advice

- ・同一の場所にあっても、労働の態様が著しく異なる部門(工場内の診療所、食堂等)がある場合に、その部門が主たる部門との関連において従事する労働者、労務管理等が明確に区分され、かつ、主たる部門と切り離すことによって労働基準法がより適切に運用できるときは、それぞれ別個の事業とする。
- ・場所的に分散している事業であっても、出張所、支所等著しく小規模であり独立性のないもの(新聞社の通信部等)は、直近上位の機構と一括して一の事業として取り扱う。

2 適用除外等

(1) 同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人

「この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用 人については、適用しない。|

法116条 2 項

20- 7D 23- 1D

① 同居の親族のみを使用する事業

同居の親族のみを使用する事業については、事業主とその他の者との関係を一般の労働関係と同様のものとして取り扱うことが適当でないため、労働基準法の適用が除外される。なお、ここにいう「同居の親族」とは、事業主と居住及び生計を一にしている民法上の親族(6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族)をいう。



・同居の親族のみを使用していることが労働基準法の適用除外の要件であるから、同居の親族のほかに他人を1人でも使用していれば、その事業は当然に労働基準法の適用を受ける。この場合、使用されている他人は労働基準法上の労働者であるが、同居の親族は、原則として労働基準法上の労働者ではない。

・同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、事業主の指揮命令に従っていることが明確であり、就労の実態が他の労働者と同様であって、賃金もこれに応じて支払われている場合には、その同居の親族は、労働基準法上の労働者として取り扱う。

② 家事使用人

家事使用人とは、家事一般に従事する者をいい、これに該当するか否かは、従事する作業の種類、性質等を勘案して具体的にその労働の実態により判断される。

② 法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の 指揮命令の下で家事一般に従事しているものは、家事使用 人である(労働基準法上の労働者ではない。)。

⑥ 個人家庭における家事を事業として請け負うものに雇われてその指揮命令の下に当該家事を行う者は、家事使用人に該当しない(労働基準法上の労働者である。)。

(2) 船員法1条1項に規定する船員

労働基準法第1条から第11条まで、第116条2項、第117条から第119条まで及び第121条の規定を除き、労働基準法は、船員法第1条第1項に規定する船員については、適用しない。

Advice

船員法 1 条 1 項に規定する船員については、労働基準法の総則及び罰則に関する規定(一部を除く。)が適用されるが、その他の労働条件については、労働基準法は適用されず、船員法が適用される。

昭和54.4.2 基発153号

平成11.3.31基発168号

演習問題11

法116条 1 項 演習問題 1 2

|(3) 国及び公共団体についての適用

法112条

「この法律及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府 県、市町村その他これに準ずべきものについても適用あるもの とする。」

国家公務員法附則16条他 平成17.3.2 基発0302005号 労働基準法は、その施行当初(昭和22年9月)は、国、都道府県、市町村等のすべてについて全面的に適用されていたが、 国家公務員法や地方公務員法等の制定により、労働基準法の適 用関係は、現在では、次のようになっている。

	適用関係	
	一般職の国家公務員	適用除外
国家公務員	現業(国有林野事業)の職員	適用
	特定独立行政法人の職員	適用
抽七八数昌	一般職の地方公務員	一部適用除外
地方公務員 	地方公営企業の職員	一部適用除外

※独立行政法人の職員には、労働基準法が全面的に適用される。

Advice

独立行政法人通則法 2 条

「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、設立される法人をいう。このうち、その目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものを「特定独立行政法人」という。

4 労働者・使用者の定義

1 労働者の定義 ★

法9条

「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、事業又は 事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払 われる者をいう。」 労働基準法では、その保護の対象となる労働者について、前記のように定義している。これを換言すると、労働者とは、使用者の指揮命令の下に労働し、その労働の対償として賃金を支払われる者、つまり使用従属関係にある者のことをいう。

労働者に該当するか否かの具体例は、次の通りである。

平成11. 3. 31基発168号昭和23. 3. 17基発461号演習問題13

労働者に該当する	労働者に該当しない
・法人の重役等で業務執行権又は代表権を 持たない者が、工場長、部長の職にあっ て賃金を受ける場合は、その限りにおい て労働基準法上の労働者である。	・法人、団体、組合等の代表者又は執行機 関たる者のように、事業主体との関係に おいて使用従属関係に立たない者は労働 者ではない。
・形式的には、請負契約、業務委託契約と 称していても、実質的に使用従属関係が 認められる者は、労働者である。	

② 使用者の定義 ★

「この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他 その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為を するすべての者をいう。」

労働基準法では、その責任の主体となる使用者について、前記のように定義している。ここで、「事業主」とは、事業経営の利益の帰属主体、すなわち個人企業にあってはその企業主個人、法人にあっては法人そのものをいう。

使用者とは、部長、課長等の形式にとらわれることなく、労働 基準法各条の義務についての履行の責任者をいい、**実質的に一定 の権限を与えられている者**をいう。したがって、当該権限を与え られておらず、単に上司の命令の伝達者に過ぎない場合は、使用 者に該当しない。

5 出向と労働者派遣

労働関係には、出向、労働者派遣のように、複数の事業主が関与して成立しているものがある。これらの場合における労働基準法の適用は、次の通りである。

法10条

21

昭和22. 9. 13発基17号 演習問題 1 4

1 出向

出向には、在籍型出向と移籍型出向がある。

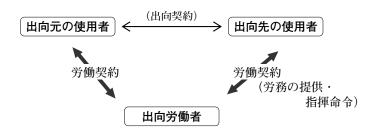
(1) 在籍型出向

昭和61.6.6 基発333号

演習問題15

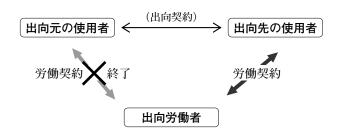
在籍型出向とは、労働者が出向元との労働契約関係を維持しつつ、出向先との間に労働契約を締結し、一般に出向先において労務を提供する形態である。

在籍型出向の出向労働者については、出向元及び出向先の双方とそれぞれ労働契約関係があるので、出向元、出向先及び出向労働者の三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて、出向元の使用者又は出向先の使用者がそれぞれ出向労働者について労働基準法上の使用者としての責任を負う。



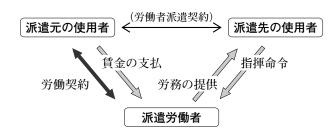
(2) 移籍型出向

移籍型出向は、出向元と出向労働者との労働契約関係を終了 し、出向先との間にのみ労働契約関係がある形態である。移籍 型出向の出向労働者については、出向先との間にのみ労働契約 関係があるので、出向先の使用者のみが出向労働者について労 働基準法上の使用者としての責任を負う。



2 労働者派遣

労働者派遣とは、派遣元の使用者と労働契約を締結した労働者 (派遣労働者)が派遣先の使用者の指揮命令の下で労働する形態 である。労働者派遣の場合における労働基準法の適用については、 基本的には派遣労働者と労働契約関係にある派遣元が使用者とし ての責任を負うが、労働者派遣の実態から派遣元の使用者に責任 を問い得ない事項等については、労働者派遣法の「労働基準法の 適用に関する特例」の規定に基づき、派遣先の使用者に責任を負 わせるものとされている。 労働者派遣法44条 平成11. 3. 31基発168号



③ 労働基準法の適用に関する特例

(1) 労働基準法の適用に関する特例の適用範囲

前記②の「労働基準法の適用に関する特例」は、次のいずれにも該当する労働者派遣について適用される。

平成11. 3. 31基発168号

「労働基準法の適用に関する特例」が適用される場合

- ① 派遣元が労働基準法の適用事業の事業主であること
- ② 派遣労働者が労働基準法9条に規定する労働者であること
- ③ 派遣先が事業又は事務所の事業主であること
- ※派遣先は、労働基準法の適用事業に限られない。
- ※労働者派遣は、労働者派遣法に基づくものに限られない。

Advice

- ・派遣先が国や地方公共団体であって労働基準法の適用が除外(一部除外)されていても、派遣労働者には労働基準法の適用に関する特例の適用があり、国又は地方公共団体等に対して当該特例による労働基準法の適用がある。
- ・違法な労働者派遣であっても、労働基準法の適用に関する特例が適用される。

|(2)||労働者派遣における労働基準法の適用関係

労働者派遣法44条

派遣先の使用者が「労働基準法の適用に関する特例」に基づ き労働基準法上の使用者として責任を負う主な事項は、次の通 りである。

① 派遣先の使用者のみが責任を負う事項

総則	公民権行使の保障(法7条)				
	法定労働時間(法32条)				
労働時間、	1 箇月単位の変形労働時間制*1 (法32条の 2)				
	フレックスタイム制**1 (法32条の3)				
間	1年単位の変形労働時間制*1*2(法32条の4)				
	休憩(法34条)				
憩	休日(法35条)				
休憩 及び	労働時間及び休憩の特例(法40条)				
休日	非常災害時における時間外労働等 ^{** 3} (法33条)				
	36協定による時間外労働等 ^{*1*3} (法36条)				
	労働時間、休憩及び休日の適用除外(法41条)				
丘	年少者の労働時間・休日・深夜業(法60条、61条)				
年少者	年少者の危険有害業務の就業制限(法62条)				
	年少者の坑内労働の禁止 (法63条)				
近 産 婦 等	妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業(法66条)				
	妊産婦等の危険有害業務の就業制限(法64条の2)				
	妊産婦等の坑内労働の就業制限(法64条の3)				
	育児時間(法67条)				
	生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置(法68条)				

- ※1 労使協定の締結等は、派遣元が行う。
- ※2 中途退職者等についての賃金清算は、派遣元が行う。
- ※3 割増賃金の支払は、派遣元が行う

② 派遣元及び派遣先の双方の使用者が責任を負う事項

- ・均等待遇(法3条)
- ・強制労働の禁止(法5条)
- ・徒弟の弊害排除(法69条)
- ・監督機関に対する申告(法104条)・両罰規定(法121条)
- ・報告・出頭命令(法104条の2)
- ・法令等の周知義務(法106条)
- ・記録の保存(法109条)
 - ·罰則(法117条~法120条)

第1章 演習問題

- 問 次の記述のうち、正しいと思われるものには○、誤りと思われるものには× をつけよ。
- (1) 労働基準法の総則においては、労働関係の当事者は、労働条件の向上を図るように努めなければならない旨の規定が置かれている。 (平成18年度出題)
- (2) 労働基準法第1条は、この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならない旨定めるが、労働条件の低下が社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には、これに抵触するものではない。 (平成12年度出題)
- (3) 労働基準法は、労働者及び使用者双方に対して、就業規則を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない旨定めている。 (平成15年度出題)
- (4) 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間について差別的取扱いを行ってはならず、このことは解雇や安全衛生についても同様である。 (平成11年度出題)
- (5) 賃金その他の労働条件について、労働者を女性であるという理由で男性より も不利に取り扱うことは禁止されているが、男性よりも有利に取り扱うことは 禁止されていない。 (平成10年度出題)
- (6) 中間搾取の禁止を規定する労働基準法第6条における「業として利益を得る」とは、営利を目的として、同種の行為を反覆継続することをいう。したがって、1回の行為であっても、反覆継続して利益を得る意思があれば充分であり、それが主業としてなされる場合と副業としてなされる場合とを問わない。

(平成13年度出題)

- (7) ある労働者派遣事業が、所定の手続を踏まないで行われている違法なものであっても、当該労働者派遣事業の事業主が業として労働者派遣を行う行為は、「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。」とする労働基準法第6条の中間搾取には該当しない。(平成15年度出題)
- (8) 労働基準法は、労働時間中における労働者の選挙権その他公民としての権利 の行使の保障に関する規定を置いているが、この公民としての権利には、民法 による損害賠償に関する訴権の行使は含まれない。 (平成12年度出題)
- (9) 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使するために必要な時間を請求した場合には、これを拒んではならないが、労働者の訴権の行使については、行政事件訴訟法第5条に規定する民衆訴訟に係るものであってもこれを拒否することができる。 (平成7年度出題)
- (10) 労働基準法の別表第1には第1号から第15号まで各種の事業が掲げられているが、同法の適用はこれらの事業に限られるものではない。

(平成14年度出題)

- (11) 労働基準法は、家事使用人については適用されないが、個人の家庭における 家事を事業として請け負う者に雇われてその指揮命令の下に当該家事を行う者 は、家事使用人に該当しない。 (平成13年度出題)
- (12) 船員法第1条第1項に規定する船員については労働基準法は適用されず、したがって、同法第1条「労働条件の原則」、第2条「労働条件の決定」等の労働憲章的部分も、当然適用されない。 (平成16年度出題)
- (13) 労働基準法でいう「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいい、法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて同法第9条に規定する労働者である。 (平成19年度出題)

- (14) 労働基準法上の使用者は、同法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられている者であり、たとえ名称が部長や課長等の管理職的な名称であっても、このような権限が与えられておらず、単に上司の命令の伝達者にすぎない場合は、同法上の使用者とはみなされない。 (平成11年度出題)
- (15) いわゆる在籍型出向により出向先の指揮命令の下で労働する労働者については、雇用主である出向元は出向先での労働に関しても労働基準法の各条文について全面的に使用者としての責任を負う一方、出向先は、その権限と責任に応じて労働基準法における使用者としての責任を出向元と連帯して負うにとどまる。 (平成10年度出題)

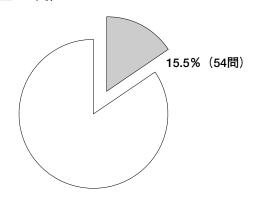
〔解答〕 ——

- (1) 法1条2項。設問の通り正しい。
- (2) 法1条2項、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- (3) 法2条2項。設問の通り正しい。
- (4) 法3条、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- (5) × 法4条、平成9.9.25基発648号。法4条が女性であることを理由として禁止しているのは、「賃金その他の労働条件」ではなく「賃金」についてのみであり、また、賃金については男性より有利に取り扱うことも禁止されている。
- (6) 法6条、昭和23.3.2基発381号。設問の通り正しい。
- (7) 法6条、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。
- (8) 法7条、平成17.9.30基発0930006号。設問の通り正しい。
- (9) × 法7条、平成17.9.30基発0930006号。行政事件訴訟法5条に規定する民衆訴訟に係るものは、法7条の公民権の行使に該当するので、当該請求があった場合には、使用者はこれを拒否することができない。
- (10) 法9条、法別表第1。設問の通り正しい。
- (11) 法116条 2 項、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。
- (12) × 法116条 1 項。設問の船員にも法 1 条から法11条、法116条 2 項、法117 条から法119条及び法121条については適用される。
- (13) 法9条、昭和23.3.17基発461号。設問の通り正しい。
- (14) 法10条、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。
- (15) × 法10条、平成61.6.6 基発333号。在籍型出向の場合、出向元、出向先及 び出向労働者の三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて、 出向元の使用者又は出向先の使用者がそれぞれ出向労働者について労働基 準法上の使用者としての責任を負う。



労働契約

過去10年間の出題状況(全350問)



H14 H15	H16 H17	H18 H19	H20 H21	H22 H23	合計
3/35 9/3	5 9/34 1/35	6/35 4/35	2/35 5/35	5/35 10/35	54/349

出題傾向

労働契約の締結、終了(特に解雇)については、頻出事項である。近年は、試用期間の意義や有期労働契約の雇止め等の論点も 出題されており、幅広くていねいに学習しておきたい。

学習内容

労働契約は、労働者の労働力の提供と使用者の賃金の支払を基礎とする契約ですが、そのほかにも個々の労働者の労働条件を取り決める重要な意味を持つものです。また、労働契約を結んでも使用者から一方的に契約解除をされてしまうと、労働者は賃金を得る術がなくなってしまいます。

この章では、労働契約の始まり (締結)、終わり (特に解雇) について学習するほか、労働契約の期間、有期労働契約の更新や雇止め等をみていきます。

労働契約の締結

1 労働契約

1 労働契約の成立

労働契約法6条

「労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者が これに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が**合 意**することによって成立する。」

労働契約法については、 労働一般常識で学習する。 《注》上記「労働契約法」に規定する使用者は、労働基準法上の事業主 に該当する。

Advice

たとえ契約の形式が請負や委任等であっても、実態として労働関係が認められるならば、労働基準法の規制の対象となる。

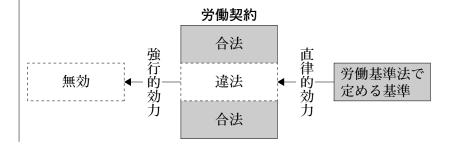
② 労働基準法の強行的効力・直律的効力 ★

法13条

21-2A

「この法律で定める**基準に達しない**労働条件を定める労働契約 は、その**部分**については**無効**とする。この場合において、無効と なった部分は、この法律で定める基準による。|

既に述べたように、労働基準法は強行法規であり、その基準に達しない労働条件を無効とする効力を有している。本条は、同法が強行法規であることを確認的に規定するとともに、無効となった部分は、当然に労働基準法の定める基準によって補充される旨を規定している。





- ・労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、そ の部分について無効となるが、この無効とする効力を**強行的効力**とい う。
- ・強行的効力によって無効となった部分は、労働基準法で定める基準に より補充されることとなるが、この補充する効力を**直律的効力**という。 なお、強行的効力と直律的効力を合わせて規範的効力という。



□ 労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労 Point 働契約は、「その部分について」無効となるのであり、 当該契約自体が無効となるわけではない。

労働条件の明示

「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労 働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合に おいて、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で 定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示し なければならない。

前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合 においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除 の日から14日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要 な旅費を負担しなければならない。|

Advice

労働者の雇入れに当たって、労働条件を明確にしていないと、後日、 労使紛争のもとになりかねない。そこで、本条では、労働契約の締結又 は更新の際に、労働条件のうち一定の事項を明示すべきことを使用者に 義務付けている。

また、労働条件が明示された場合であっても、実際には、その条件よ りも劣悪な条件で労働させられることを想定し、民法に規定する債務不 履行による契約解除によらず、労働者に即時解除権を与え、あわせて使 用者が帰郷旅費を負担すべき旨を定めて労働者の保護を図っている。

法15条 1 項

演習問題]

法15条 2 項

23- 2 B

法15条 3 項

① 絶対的明示事項及び相対的明示事項 ★

則5条1項

明示すべき労働条件には、必ず明示しなければならない事項 (絶対的明示事項)と、使用者が定めをした場合には必ず明示し なければならない事項(相対的明示事項)とがあり、それぞれ次 表の通りである。

Advice

演習問題2

労働契約の締結の際に明示が義務付けられている労働条件は、絶対的明示事項及び(定めがある場合における)相対的明示事項に限られている。 したがって、これら以外の労働条件(福利厚生等)を明示しない場合であっても本条違反とならない。

●──図表 2 - 1 労働条件の明示事項

労働条件の明示事項					
絶対的明示事項	① 労働契約の期間に関する事項				
	② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項				
	③ 始業及び終業の時刻、 所定労働時間を超える労働の有無 、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項				
	④ 賃金(退職手当等の臨時の賃金等を除く)の決定、計算及び支払の方法、 賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項				
	⑤ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)				
相対的明示事項	⑥ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び 支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項				
	⑦ 臨時の賃金等(退職手当を除く)及び最低賃金額に関する事項				
	⑧ 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項				
	⑨ 安全及び衛生に関する事項				
	⑩ 職業訓練に関する事項				
	⑪ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項				
	⑩ 表彰及び制裁に関する事項				
	③ 休職に関する事項				

2 明示の方法 ★

前記「一の図表2-1に掲げる「労働条件の明示事項」の絶対的 明示事項(①から⑤)については、④のうちの「昇給に関する事 **項」を除き、書面の交付**により明示しなければならない。

則5条2項

21-2B



(絶対的明示事項のうちの「昇給に関する事項 | 及び相対 Point 的明示事項については、書面の交付によらず、口頭によ り明示してもよい。

演習問題3

三発展

- ・明示すべき「労働契約の期間」については、期間の定めがない労働契 約の場合は、その旨を明示する必要がある。
- ・明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務」については、雇入れ直 後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りる。
- ・書面によって明示すべき事項については、当該労働者に適用する部分 を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとして差 し支えない。
- ・派遣元の使用者は、派遣先が労働基準法に基づく責任を負うべき労働 時間、休憩及び休日等に関する事項を含めて、労働条件を明示する必 要がある。
- ・派遣元の使用者は、労働者を派遣労働者として雇い入れる場合であっ て、労働契約を締結する時点と派遣する時点が同じである場合には、 労働条件の明示と労働者派遣法の規定による派遣先における就業条件 の明示とを併せて行って差し支えない。

平成11.1.29基発45号

演習問題4

昭和61.6.6 基発333号

③ 労働契約の即時解除・帰郷旅費

(1) 労働契約の即時解除

労働条件の明示事項が事実と相違する場合に労働契約を即時 解除することができるのは、自己の労働条件が事実と異なる場 合であり、他人の労働条件は含まれない。

また、雇入れ後に就業規則等が変更されたり、労働者の同意 を得て労働条件を変更することも、ここにいう「事実と相違す る場合しに当たらない。

昭和23.11.27基収3514号

(2) 帰郷旅費

昭和22.9.13発基17号

労働者が帰郷する場合に、使用者が負担すべき「必要な旅費 (帰郷旅費)」は、労働者本人のみならず、就業のため移転した 家族の旅費をも含む。

昭和23.7.20基収2483号

また、「帰郷」とは、変更前の住居に帰る場合に限らず、父母その他の親族の保護を受ける場合にはその者の住所地に帰る場合も含む。

3 労働者の長期人身拘束の防止

□ 労働契約の期間 ★

労働契約の締結に当たって、その存続期間を定めるか否かは労使の自由であるが、期間を定める場合には、その期間が長期に及ぶと労働者の自由を不当に拘束することになるため、一定の制限が設けられている。

労働契約	期間の定めなし	いわゆる正社員等を指し、労働者はいつでも労働契約 を解約できるため、制限は設けられていない。
	期間の定めあり	長期労働契約による人身拘束の弊害を排除するため、 労働契約の期間に上限が設けられている。

Advice

定年制は、一般に、労働契約の終期を定めたものであり、「期間の定めの ある契約」に該当しない。

(1) 契約期間の上限

法14条1項

23- 2 A

労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、 **3 年**(次の①又は②のいずれかに該当する労働契約にあっては、 **5 年)を超える期間**について締結してはならない。

演習問題5

① 専門的な知識、技術又は経験(以下「**専門的知識等**」という。)であって高度のものとして**厚生労働大臣が定める基準** に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に**限る**。)との間に締結さ